

令和5年度第1回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和5年5月31日(水) 午後1時30分～2時21分
場所	もくせい会館3階 301・302 会議室
出席者	会長 萬沢 明 委員 諏訪 潤、笹本 みゆき、徳田 稔、高橋 和子、杉本 芳江、小川 肇、 早田 紀子、三井田 章、大戸 規彰、土谷 利美、前 里恵、森田 秀司、 小川 恵子、濱中 供子、沢本 善弘
事務局	田村福祉保健部長、石野社会福祉課長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、 石川福祉総務係長、西野福祉総務係主査、今野障害福祉係長、渡部障害福祉係主査、 小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、佐野高齢者支援係主査、西間木介護保 険係長、浦野介護保険係主査 安東福祉総務係主事

[事前配付資料]

- ・事前資料1 令和4年度第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[当日配付資料]

- ・資料1 福生市地域福祉委員会委員名簿
- ・資料2 福生市地域福祉推進委員会事務局職員名簿
- ・資料3 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について
- ・資料3別紙 「障害福祉サービス等及び障害通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要(案)
- ・資料4 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)の策定について
- ・資料5 令和5年度地域福祉推進委員会スケジュール(予定)

1 開会(福祉保健部長)

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度、第1回福生市地域福祉推進委員会を開会させていただきます。

本日は(菱田委員、佐々木委員、西村委員、波多野委員、半澤委員)が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただいております。

2 委嘱状の交付

事務局： 初めに、委嘱状の交付を行わせていただきます。

3月末日をもって、福生市保育協議会から御推薦されていた平野委員、福生市町会長協議会から御推薦されていた森田委員、西多摩保健所から御推薦されていた小林委員が退任されました。このことに伴い、各団体から新たに御推薦をいただき、この4月から就任される、高橋委員、小川委員、早田委員の3名の方に対しまして、加藤市長より委嘱状を交付させていただきます。

なお、委嘱状については、「福生市地域福祉推進委員会委員」と「福生市社会福祉法人地域協議会委員」の2つをお渡しいたします。

～ 委嘱状の交付 ～

3 会長あいさつ

会 長： 今年度は2つの計画の改定が予定されており、忙しくなるかとは思いますが、皆さま御協力よろしくお願ひします。

4 「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」の策定について（諮問）

市 長： 「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」の策定について（諮問）

現行の「福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」を見直し、令和6年度を初年度とする「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

よろしくお願ひいたします。

5 市長あいさつ

市 長： 令和5年度第1回地域福祉推進委員会の開催に際し、お忙しい中、たくさんの委員の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。ただいま、萬沢会長に諮問書をお渡ししましたが、委員の皆さまにおかれましては大変な役割を担っていただいていると認識しております。

コロナ禍において、多くの人が大変な思いをしてきたかと思いますが、特に、障害者の方や高齢者の方は大変な生活を強いられたのではないかと考えています。ぜひ、今回の計画の見直しも含めて、これからのwithコロナ時代でも障害者や高齢者等が地域の中で喜びを見いだせるようにしていきたいと考えております。皆さま方の御意見をいただきながら計画策定ができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局： 4月に人事異動がございましたので、改めて、事務局・担当の職員を御紹介させていただきます。お手元の資料2「事務局職員名簿」を御覧ください。

～ 名簿順に職員紹介 ～

なお、会議の内容により出席する担当職員が変わる場合があります。今回御紹介させていただいた職員以外の者が出席する場合がございます。

それでは、次第の6、議題につきまして、ここからは萬沢会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

6 議題

(1) 各計画の策定について

会 長： ただいま、加藤市長から諮問を受けましたが、皆さんの御協力により、審議を進め、答申ができればと思います。

それでは、本日の議題に入ります。

まず、議題(1)、各計画の策定について、事務局から説明をお願いします。はじめに、障害福祉課から説明をお願いします。

事務局： 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について説明申し上げます。資料3をお願いいたします。

始めに1点資料の訂正があります。資料3の1ページ下から2行目になります。「令和5年度を初年度とした・・・」と記載がありますが、正しくは「令和6年度」です。お詫びして、訂正をお願いいたします。

「1 計画の策定の背景と趣旨」です。障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年3月に策定しました現行計画以降の動きとしまして「合理的配慮」の提供を民間事業者に義務付ける「改正障害者差別解消法」が、令和3年5月に成立しました。

それまでは、「合理的配慮」の法的義務は国や自治体のみに対するものでしたが、民間事業者にも努力義務から法的義務になるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりましたが、感染拡大防止の影響による地域交流の機会や相談支援を受ける機会の喪失により孤独、孤立の問題も顕在化しております。様々な課題がある中、現行計画に基づき「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」という基本理念に則り、障害のある方への必要な支援を実施してまいりましたが、現行の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き、計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

「2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ」です。障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。中段の表は「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」のそれぞれの計画の内容、根拠法また国や東京都の計画との関係を整理したものです。下段の図は、「障害者計画」及び「障

害福祉計画」、「障害児福祉計画」の関係を施策体系化したものです。図の左側の障害者計画は、障害者基本法に基づく、記載の各分野にわたり障害者福祉サービスに関わる諸施策の総括的な計画です。また、図の右側の障害福祉計画・障害児福祉計画は、「自立した生活の支援」にかかわる具体的なサービス見込量等を設定するものです。

資料3別紙の参照をお願いします。令和5年2月27日に実施された厚生労働省 社会保障審議会 障害者部会資料の抜粋です。市町村及び都道府県が障害福祉計画、障害児福祉計画を定めるに当たり、国が示した基本的な指針です。障害福祉計画等は障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で国の定める基本指針に即して定めるものとされています。こちらの基本指針に基づき3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に係る基本指針は、令和5年4月末から5月半ば頃に告示予定と記載されていますが、5月19日に告示され、令和6年4月1日からの適用となっています。

「2 本指針の構成」です。「第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項として基本的理念や考え方」、「第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標」、「第三 計画の作成に関する事項」、「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項」等から構成されています。

「3 基本的指針見直しの主な事項」です。現計画のポイントと比較すると、「7 障害者等に対する虐待の防止」、「12 障害者による情報の取得利用・意思疎通支援の推進」、「13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化」、「14 地方分権提案に対する対応」等が新たな項目として追加されています。

資料3にお戻りください。3ページをお願いします。「3 市町村における成果目標の見直し事項」です。国が示している市町村における成果目標の見直し事項です。障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標を定めます。項目の中は現計画において、取組を進めている事業となりますが、表中に新規とあるものは新たに設けられたものです。

4ページをお願いします。3ページでお示した項目の主な活動指標です。御説明した成果目標及び活動指標に基づき計画の策定に取り組みたいと考えています。

説明は以上です。

会長： ただいまの説明について概略的なことなので全部を理解できなかったところですが、皆さんから御質問、御意見等があればよろしくをお願いします。

会長： 障害者差別解消法が民間も義務になったということは大きな意味があったと思います。今年度、市町村の成果目標の見直しということで、施設入所者の地域生活へ移行を受け、令和4年度末の施設入所者数の6パーセント以上や、施設に入所した入所者数の令和4年度末の5パーセント以上削減など、具体的な数値も出ています。また、強度高度障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることは非常に重要なことかと思えます。もし、この辺りのことに関係している人がいれば御意見とか具体的な説明とか方針策定とかが出てくるかと

と思いますが、何かありませんでしょうか。

副会長： 3ページの成果目標の見直し事項についてですが、例えば「令和4年度末の施設入所者の6パーセント以上」とありますが、今後の検討の中で、この6パーセントに係る現在の指標や具体的な数値などは出していただけるということでよろしいでしょうか。

事務局： 見直し事項について記載しています指標については、年度末時点の数から比較してのパーセンテージでの割合ですので、具体的な数を出した上で、次の計画に反映させていくことを考えています。

副会長： そうすると、次回の会議以降に、具体的な数字だとかが出てくるという理解でよろしいですか。

事務局： 次の計画の素案を示す中で、どの程度の割合の人数を次の目標と定めるかなど、具体的な数字を出していく形になるかと思えます。

会 長： その他いかがでしょうか。

発達障害者に対する支援の活動指標に記載のあります、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムといった文言は、関係する方や団体にとっては知られた文言ですが、そうでない方にとってはなかなか理解が深まっていない文言だと思います。そういう実情を踏まえた上で、今後の提案された活動の方針について議論を深めることができたらと考えています。

他に、ございますか。なければ、介護福祉課から説明をお願いします。

事務局： 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定について御説明します。高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は介護保険法の規定により、一体のものとして策定することとされており、この度、令和6年度からの3年間につきましても一体的に計画を策定しようとするものです。高齢者福祉計画については、今後、現行計画の評価・検証を実施し、策定の方針を決定しますが、介護保険事業計画については、国の示す基本指針があるため、その概要等について御説明します。

資料4「2 策定のポイント（1）介護保険事業計画の位置付け」の表を御覧ください。市町村が策定する介護保険事業計画は、国の基本指針に即して、年度ごとの介護サービス量の見込み等を推計、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を設定する等とされており、最終的には、介護サービス量の見込みにより、令和6年度から3年間の介護保険料を設定いたします。

「（2）第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（案）」を御覧ください。国の基本指針は、7月頃に正式に示される予定との情報がありますが、現時点で公表されているのは、この基本指針のポイントのみとなります。

「基本的な考え方」を御覧ください。第9期計画期間中には、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えます。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。そのため、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について、優先順

位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要とされています。

2 ページ目には、記載を充実する事項として示されたポイントを列挙しています。今後、現行計画の評価・検証を実施し、福生市の重点課題等を整理して次期計画の策定を行います。

説明は以上です。

会 長： 今日とは総括的な説明なので、具体的な質問とかは出にくいとは思いますが、今の説明で御質問とか御意見とかありますか。

会 長： 質問ではないですが、最近新聞や雑誌とかを見ていると「認知症が進んだ」、「認知症を進めないような食事の取り方」、「認知症の進行を遅らせる水分補給」など、色々出ています。高齢者の福祉サービスについても、認知症対策は結構重要なことになってくるのかなと思います。

成年後見制度ができて約 10 年後は成年後見制度の区市町村申立は 8 パーセント台でしたが、昨年の区市町村申立て件数は約 20 パーセントを超えています。理由としては、単身高齢者がどんどん増加している中で、認知症になり成年後見制度を利用する必要性が生じてはいるが、身内がない・申立人がいないということで、区市町村が申立てを行っているという結果が統計に出ていました。このような事を踏まえると、市町村の高齢者の認知症対策や成年後見制度が重要な役割を担ってくるかと思えます。次回以降の会議で具体的な施策が出てきたら、また論議が進むのではないかと思います。

その他、誰かありましたら、いかがでしょうか。

委 員： 基本的な考え方の「介護現場の生産性の向上を図る」とありますが、「1 人の人間がケアする人数を増やす」や、「1 時間当たりの作業時間の内容が密になる」とか、そういったことなのでしょう。具体的にどういうことでしょうか。

事務局： 「生産性の向上」については、国の方で例えが出ており、ICT の活用や、記録等の作成に時間をかけているところをもう少し効率良くできるような形態に替えていくなどの検討がされているところです。

委 員： 国としては、具体的なことは決まっていないという事ですか。

事務局： 国から示された例えの中で、福生市でどこまで実現可能かというところも踏まえた計画にしたいと考えていますので、今後、具体的な内容を検討してお示ししますので、御議論いただけたらと思います。

会 長： 「介護現場の生産性」というのは非常に分かり難い表現ですが、ICT の利用や介護ロボットの利用など、色々なことが考えられます。それを福生市で具体的に介護現場に取り込めるかは今後の課題になってくるかと思えます。

会 長： その他いかがでしょうか。今日は概略の説明で資料も多く、なかなか質問も出にくいと思います。次回以降、事前に送付される資料を読み込んで、どのような対応をしていくのか論議したいと思います。

他になれば、これで「各計画の策定について」は終わりにしたいと思います。議題（2）令和 5 年度地域福祉推進委員会のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(2) 令和5年度地域福祉推進委員会のスケジュールについて

事務局： 資料5「令和5年度地域福祉推進委員会スケジュール（予定）」を御覧ください。先に資料5の裏面になります。本委員会は令和4年4月から令和7年3月までの任期としています。本年度ですが、令和5年度は現行の各計画の進捗管理と、先ほど本委員会に諮問しました「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」及び「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」の策定を実施します。

資料5の表面を御覧ください。本年度、令和5年度の予定ですが、本日は第1回目で記載のあるとおり、先ほど加藤市長から計画の策定についての諮問をしました。次に、7月、日時と場所については後程御案内しますが、第2回目を開催し、現行計画である、第6期地域福祉計画、第4期バリアフリー推進計画、障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）に関わる、令和4年度の進捗状況の報告をします。その後、9月から10月末にかけて、次期計画の策定に係る審議等を、2回程度予定しています。11月には、審議していただいた内容を計画の案という形でまとめ、委員会から市に対して中間答申していただきます。なお、中間答申については議会等に報告をした後、12月中旬頃から翌1月にかけてパブリックコメントを実施し、広く市民の方に意見を求める形になります。パブリックコメントを踏まえ、最終的な答申の案にかかる審議を1月に、その後2月に、委員会から市に対して、答申をしていただく予定となります。答申を受けまして、市の内部で確認等をした後、議会への報告を経て、計画を策定するという流れになっています。計、年度中に7回程度の委員会開催を予定しています。進め方については、委員会で皆様のご意見をいただきながら、随時修正させていただきたいと思っていますので、よろしく願います。令和6年度については記載のとおり予定となっております。

なお、御説明させていただいた内容はあくまで予定でして、審議の状況等により、実施時期や委員会の開催回数などは変わるかと思いますが、おおむねこのようなスケジュールで進めさせていただく旨、御承知ください。

説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。今事務局の方から説明がありましたが、何か御質問等ありましたら、いかがでしょうか。もしないようでしたら今回の議事全体についてでも結構ですので、何か御質問はありますか。

特になければ事務局の方にお返しいたします。

7 その他

事務局： 委員の皆さんから、何かありますか。

副会長： 質問ですが、障害者計画について次回いろいろと審議をされるということですが、名簿を見ますと障害者団体の委員が欠員になっているところがあります。お亡くなりになった前委員の団体かと思いますが、まだ後任は決まっていないのか、非常に重要

なことかと思っておりますのでお聞きしたいです。

事務局： ただいま御質問いただきました、委員が欠員となっている団体の身体障害者協会については、今年の3月に身体障害者協会から正式に書面で解散の申し出が市に提出された所です。この間、後任の方について会の方から御推薦いただくよう、やり取りをさせていただいたのですが、会の中でも高齢化が進んでおり、次の担い手がどうしても見つからないというお話を書面にいただいたところでした。

身体障害者協会に代わる団体ですが、各々の身体障害者にかかるサークル等はあるものの、身体障害者協会に代わる団体かどうかはこれから模索し、こういう場に御出席いただけるかを調整したいと考えています。

副会長： 障害者のいろいろなサークルがあると思いますが、それらをまとめた団体があった方が良いと考えているのか、特にまとめる必要はないと考えているのでしょうか。

事務局： まずは、身体障害者協会に代わり、身体障害者の方々のお声を聴いて行政に届けるといった組織は必要と考えています。

会 長： 重要な位置を占める障害者団体の方からの意見がないということは、これから障害者の施策を推進する行政や、協議する本委員会としては不安があります。いろいろなところに少しずつ働きかけながら、サークルなどの団体から意見を集約できれば良いと思います。市の方でも引き続き障害者の意見が集約される様な組織作りも含めて取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局： 他によろしいでしょうか。なければ、事務局より御案内があります。

事務局： 次回委員会の開催について御案内します。第2回の福生市地域福祉推進委員会ですが、令和5年7月26日（水）午後1時30分から、会場はもくせい会館301・302会議室を予定しています。よろしくをお願いします。

事務局： この件について御質問はございませんか。

8 閉会

事務局： 以上で、令和5年度第1回福生市地域福祉推進委員会を終了させていただきます。皆様長い時間にわたりありがとうございました。

(午後2時21分 閉会)